

排出抑制に係る施策の進捗状況

○市における方策

※注 時期欄の継続は、現状施策の継続 短期：５年以内に実施 中期：５～１０年以内に実施 長期：１０～１５年以内に実施を表す。
(検討) は、短期・中期・長期のそれぞれの期間内に検討を開始する。

①体制整備（一般廃棄物の減量化対策を実効性あるものとするため、以下に示す体制整備を検討するものとします。）

市の取り組むべき事項	達成に向けた市の施策内容	時期	取組み状況
現状の発展	○市民・事業者・市は、協働、連携しごみ減量施策等に、取り組んでいく	継続	
市民・事業者・行政の協議の場の検討	○市民・事業者・行政によるごみ減量ごみ処理等に関する協議の場の設置を検討していく	短期 (検討)	○平成２２年度「長岡京市一般廃棄物処理計画懇話会」設置年４回開催 ※今後　委員を１５名位まで増員予定
人材の育成	○リサイクル活動を率先して行う人材の育成に向けた、環境教育の推進やリサイクル活動の紹介などの啓発に努める	中期	○廃棄物減量等推進員・エコタウン推進事業・出前講座　等
分別指導内容の徹底	○ごみの減量化・資源化を図るため、分別指導員による指導の徹底を図る	継続	○平成９年度～「エコタウン推進事業」（資料４Ｐ２参照）
廃棄物減量等推進員活動の推進	○一般廃棄物の減量化対策等を実効性のあるものとするため、ごみの減量化・資源化に取り組む廃棄物減量等推進員活動を奨励する	継続	○平成１５年度設置　７７名（資料４Ｐ１参照） 年４回の研修会（市内企業のごみ減量取組み状況等） レジ袋削減「マイバッグキャンペーン」（１９年度～） 「エкокッキング」（２１・２２年度）
環境美化の推進	○「長岡京市まちをきれいにする条例」の施行により、環境美化推進員を配置し、市民や事業関係者に積極的にポイ捨て禁止等の意識の向上を図る ○環境美化推進員の活動報告を基にごみのポイ捨て等の目立つ場所では、ポスト	継続 継続	○「長岡京市まちをきれいにする条例」（平成１８年７月施行） 環境美化推進員２名（阪急長岡天神周辺） ポイ捨て禁止路上シール８か所 啓発看板（バス停・ＪＲ長岡京駅ペデストリアンデッキ階段） ○５３０運動実践事業（資料４Ｐ１参照）

	一・看板の設置等による呼びかけの強化		
拠点回収の拡充	○資源回収の拠点として、市民が日常的に利用できるような公民館等の拠点数の拡充を検討	短期 (検討)	○牛乳パック回収容器を市役所玄関に設置
小売店での資源回収の推進	○小売店が実施するペットボトルやトレイ等の資源回収を推進するため、実施店舗の照会など、協力体制の整備を検討	短期 (検討)	○スーパーマーケット（5店舗）で分別回収
収集運搬体制の検討	○資源回収拡大など状況に応じて、継続的に適正な収集運搬が確保されるよう努める	継続	○現状における効率的(業務委託を含む)な収集・運搬体制に取り組む ○正規職員の退職による減員後の収集・運搬体制の確立
分別区分の検討	○市の収集・処分の状況、社会情勢も踏まえて、近隣都市、先進都市事例等も参考に、市にあった分別区分を検討	中期 (検討)	○平成13年度より11分別をA類・B類に分けて1～4週の隔週で収集開始(平成14年度よりその他プラスチックをA類B類同時収集に変更) ○ごみ減量・資源化を図る分別区分の調査研究

②啓発・教育・指導 （市民、事業者に対してごみの減量化・資源化、さらにはごみの適切な排出の推進に向け、啓発、指導を徹底するとともに、学校では、児童・生徒の発達段階を踏まえて身近な環境問題に関心を持つ教育を積極的に取り組んでいきます。）

市の取り組むべき事項	達成に向けた市の施策内容	時期	取 組 み 状 況
挑戦目標の設定	○減量目標達成に向けた市民の行う減量取組みを具体的に設定し、市は広報啓発に努め、それらの取組みを推進していく	短期	○未実施
広報ツールの検討	○ごみ問題に無関心な人達が、目を引くような情報提供や啓発が重要であることから、広報紙の掲載等、広報ツールの検討を行っていく ○継続的な情報提供を行っていく	短期 (検討)	○広報紙「ながおかきょう」・ホームページで実施
市民参加型のイベントへの支援・協	○資源に対する理解を深める市民参加型	短期	○未実施

力	のイベント（フリーマーケット等）に対して情報の提供などの協力を行う ○イベント開催時に、ごみの減量化資源化の広報啓発、情報提供等の実施を検討	(検討) 短期 (検討)	○乙訓環境衛生組合で開催されるリサイクルフェアに参加し、ごみ減量・リユース啓発
ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の啓発	○ごみの発生・排出抑制を図るとともに、市民及び事業者のリサイクル意識の普及啓発等を充実させる ○広報紙・リーフレット等による広報啓発 ○ホームページを利用した広報啓発	短期	○広報紙・ホームページによる啓発 家庭用品活用コーナー エコ農園（2か所） 生ごみ処理機等購入費補助
家庭系ごみの分別精度向上の指導及び啓発	○分別精度の向上を図るため、分別の指導・啓発を図っていく ○排出指導の徹底を図るため、現在シルバー人材センターの人員による分別排出指導に合わせ、廃棄物減量等推進員及び自治会等市民団体と共に、適正排出指導について継続的な取組を行う ○廃棄物減量等推進員を中心に分別排出等の指導を含めて、循環型社会構築に向けたエコタウン推進事業を推進	継続 継続 継続	○ごみ減量のしおり・広報紙・ホームページ・出前講座等 ○シルバー人材センターと業務委託を締結し、分別ステーションの排出指導・整理を実施 ○継続
環境教育の推進	○循環型社会の形成を目指した環境教育・環境学習を推進していく ○学校での取組みを家庭でも取り組める方法で推進していく ○親子で環境教育に取り組むためのパンフレットの作成等を検討 ○環境教育の推進に向け、関係部署と協	継続 中期 (検討) 中期 (検討) 継続	○自治会・小学校・中学校へ出前講座（21年度実績10回） ○未実施 ○未実施 ○環境の都づくり会議（環境教育ミーティング）

	議、調整し、検討を進める ○環境教育としての企業見学に向け、学校側への情報提供等を行う。また、見学のできる企業の拡大に向けて検討	中期 (検討)	○未実施
事業者に対しての広報啓発	事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量化・資源化の広報啓発を行う	継続	○「ごみ減量のしおり」に掲載

③情報提供

市の取り組むべき事項	達成に向けた市の施策内容	時期	取 組 み 状 況
組合における処理方法の広報	○組合でゴミがどのように処理されているかについて、市のホームページ等を通じて広報する。組合議会の内容等についても広報する	継続	○市ホームページから組合ホームページにリンク (資源ごみのリサイクル経路のアップを依頼中)
処理費用の広報	○ごみの処理量、ごみ処理費、減量化量等の広報を行う。また、ごみ処理は税金で賄われていることも併せて広報する	継続	○乙訓環境衛生組合広報紙「クリーンプラザおとくに」に掲載

④助成制度（ごみの排出抑制・リサイクルを進めていくためには、市民活動への支援が必要であり、市全域に継続していくものとします。）

市の取り組むべき事項	達成に向けた市の施策内容	時期	取 組 み 状 況
集団回収の支援の継続	○集団回収の資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、資源回収支援をさらに継続していく	継続	○資源ごみ集団回収活動団体助成金（資料4 P2 参照） 助成対象品目の増を検討中
ごみ減量推進協力店の推進	○循環型社会に向けて市内で事業活動を営み、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組む店舗を「エコストア推進店」として認定制度を推進する ○刊行物を通じて、認定を受けた店舗の利用を消費者に推奨し、市民に支持され	継続	○平成5年9月～ 現在49店舗 現在、時代に則した「エコストア」認定に向け、見直し中 ○エコストア整理後、広報紙で「エコストア訪問」のシリーズ 記事予定

	る環境にやさしい店づくりを広めることによって、循環型社会にむけてごみの減量化・リサイクルの一その推進を図る		
表彰制度の実施	○市民・事業者が主体となった、ごみ減量・リサイクル実践活動等の拡大を目指して、市内においてそれらの活動を推進するとともに、実績を上げている個人・市民団体・事業者の活動内容を表彰する制度の検討。 ○減量推進協力店に対する表彰の検討 ○ごみ減量に取り組む市民団体や事業者への表彰の検討	短期 (検討)	○“環境の都”賞 ○エコストア見直し時に検討 ○市善行表彰に推薦

⑤手数料

市の取り組むべき事項	達成に向けた市の施策内容	時期	取 組 み 状 況
家庭ごみの有料化の検討	○ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保するためにも、またさらなるごみの減量化施策の一つとして有料化について調査・研究していく。有料化に当たっては、他の減量施策の実施や段階的な導入方法の研究・検討等、十分実施した後に行う。	短期 (検討)	○現在、ごみの減量化は経済状況の影響もあるが順調に進んでおり、現段階では有料化の議論は上がっていない。しかし、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく基本方針（H17.5改正）に市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。」と一般廃棄物の有料化の推進が明記されているため、今後、種々施策を展開しながらの議論は必要である。
事業系ごみの費用負担の適正化	○事業者に対して、ごみ処理費用に応じた処理手数料の徴収及び事業系ごみの発生抑制・リサイクルや自己処理・減量化	短期 (検討)	○現在乙訓環境衛生事務連絡会で検討している。

	等を推進するため、料金制度の見直しと 合わせて、適正な事業系ごみ処理手数料 の設定を検討する		
--	--	--	--

○市民における方策

※注 時期欄の継続は、現状施策の継続 短期：５年以内に実施 中期：５～１０年以内に実施 長期：１０～１５年以内に実施を表す。
（検討）は、短期・中期・長期のそれぞれの期間内に検討を開始する。

①資源化

市民の取り組むべき事項	達成に向けた市の支援策	時期	取 組 み 状 況
分別精度の向上	○ごみの分別についてわかりやすく説明したパンフレットの作成・配布などを行うとともに、広報などを通じて市民にごみをきちんと分けて出すよう啓発し、分別精度の向上を図っていきます。 ○市として PR を行っていくとともに、自治会を通じて、日常的なマナーの徹底を図るよう呼びかけていきます。	継続	○「ごみ減量のしおり」を毎年全戸配布。 ホームページに掲載。
資源ごみ回収の推進	○資源ごみ回収として実施しているカン類、ビン類、ペットボトル、その他プラスチックは、決められた排出方法で出すよう努めるほか、生ビンについては販売店に戻す等、資源として再利用に努めることが重要であり、市として積極的に指導、広報啓発を行っていきます。	継続	○「ごみ減量のしおり」を毎年全戸配布。 ホームページに掲載。
拠点回収の推進	○市では紙パックの拠点回収を、市役所入り口及びストックヤードで実施しているが、さらなる市民の協力を得るため、公共施設での回収を検討していきます。 また、拠点回収については、受入時間に対する配慮も検討していきます。	短期 (検討)	○市役所玄関前のみ 古紙等集団回収品目に紙パックも含んでおり、回収拠点の増より、集団回収の広報をしていきたい。
集団回収の利用拡大	○集団回収は、ごみの減量化の観点から	継続	○対象品目の拡大を検討中。

	有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に参加するよう、市として広報啓発を行っていきます。		
不用品交換の拡大	○要らなくなった衣類・家庭用品等の不用品の交換はごみ減量化の観点から有効であり、市として広報啓発・情報の提供などに努めます。	中期	○月 1 回の広報紙・随時でホームページを更新し、情報の提供を行っている。
小売店での資源回収の利用拡大	○一部のスーパーでは、ペットボトル、トレイ、卵パック等を回収しており、こうした活動は事業者の意識向上にも繋がることから、市民の積極的な利用等を、市として広報啓発していきます。	中期	○エコストア見直し時に、事業所了解のもとホームページに掲載予定。

②自家処理

市民の取り組むべき事項	達成に向けた市の支援策	時期	取 組 み 状 況
生ごみ堆肥化の推進	○一般公募の市民に農地を貸出し、EMボカシを使って堆肥を作り、農地で花や野菜栽培に取り組み、生ごみの減量化を実践しています。ごみ減量という観点だけでなく、無農薬の自然農法という立場からも環境にやさしいくらしを実践していかうとする意識啓発を図っていきます。	継続	○平成 21 年度末で 1 農園が廃止となり、現在エコ農園は 2 か所である。エコ農園の増を図りたい。

③排出（発生）抑制 （無駄なものやごみになるものは、買わないなど、ごみとして出すものを極力削減するよう努めます。）

市民の取り組むべき事項	達成に向けた市の支援策	時期	取 組 み 状 況
過剰包装の自粛	○買物袋等のごみを減らす観点から、買物の際には、買物かご、買物袋等を持参	短期	○19 年度より、廃棄物減量等推進員会議で 10 月にマイバッグキャンペーンとして、大手スーパー店頭で街頭啓発を実施してい

	するよう、市として広報啓発を行っていきます。 ○贈物等の際も簡易包装のものを選ぶなど、配慮に努めるよう、市として広報啓発を行っていきます。	継続	る。
使い捨て製品の使用抑制	○使い捨て製品や容器の使用を抑制し、再使用可能な容器などを積極利用するよう、市として広報啓発を行っていきます。	継続	
再生品の使用拡大	○トイレットペーパー等に再生品を使用するよう、市として広報啓発を行っていきます。	継続	
生ごみの水切り	○厨芥ごみは、水切りを徹底するだけでも、高い減量効果を得るため、市として広報啓発を行っていきます。	継続	○平成 21 年度より生ごみ処理機等購入費補助実施。
家庭におけるエコクッキング	○家庭の台所から発生する生ごみの量を少なくするための調理方法や、市民団体によるエコクッキング教室等の開催を推進し、市民のごみ減量意識の高揚と厨芥ごみの減量を図っていくよう、市として広報啓発を行っていきます。	継続	○平成 21・22 年度廃棄物減量等推進員会議でエコクッキング実施。
グリーンコンシューマー活動	○各個人が、社会との接点である「消費する」という行動の際に環境に配慮することにより、ごみのもとを減らすだけでなく、事業者の活動内容や社会システムをも変えていくことができます。市は、広報等を通じてこの活動を普及させ、ごみ減量・リサイクルの推進を図ってい	継続	

	ます。		
不用品交換制度の活用	○廃棄物減量のために、市による粗大ごみの収集以外にも、不用品交換制度等の拡大に努めていきます。	継続	○月 1 回の広報紙・随時でホームページを更新し、情報の提供を行っている。
家具・家電製品の修理、衣類のリフォームの推進	○家具・家電製品の修理、衣類のリフォーム等により、ものをできるだけ長期に渡り使用することが。排出抑制の一手法となります。市として積極的に広報啓発を行っていきます。	継続	

○事業所における方策

※注 時期欄の継続は、現状施策の継続 短期：５年以内に実施 中期：５～１０年以内に実施 長期：１０～１５年以内に実施を表す。
(検討) は、短期・中期・長期のそれぞれの期間内に検討を開始する。

①排出抑制

事業所の取り組むべき事項	達成に向けた市の支援策	時期	取 組 み 状 況
長期利用可能な製品等の検討	○長期間利用可能な製品の開発、再生利用しやすい製品の開発についとめるよう、国や京都府等の上位団体と連携を図り、業界団体へ取組みを促していきます。	中期	○全国都市清掃会議等を通じ、要望を行っている。
事業所における排出抑制	○事業所における自己処理、分別の徹底、減量化に取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。	短期	○
過剰包装の抑制	○レジ袋の有料化について、業界団体へ取組みを促していきます。同時に市民へのマイバッグ持参の呼びかけも継続しレジ袋削減を進めます。 ○流通業界団体等で、包装資材の減量化に努めるよう、国や京都府等の上位団体との連携を図り、業界団体へ取組みを促していきます。	中期	○ ○全国都市清掃会議等を通じ、要望を行っている。
流通包装廃棄物の排出抑制	○家電製品等の梱包材においては、その量を極力抑制するとともに、通い箱やリサイクルできる梱包材の使用に努めるよう、国や京都府等の上位団体と連携を図り、業界団体へ取組みを促していきます。	中期	○全国都市清掃会議等を通じ、要望を行っている。
製造・流通事業者による自主回収・資源化	○空きカンや空きビン等の資源として再生可能なものは、製造・流通事業者によ	中期	○全国都市清掃会議等を通じ、要望を行っている。

	抑制をする等、再利用・リサイクルが円滑に行われる社会システムの構築が必要であることから、国や産業界に働きかけも検討していきます。	(検討)	
販売者責任の徹底	○販売者についても、拡大生産者責任同様、店頭での資源ごみ回収等、リサイクルに取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。	短期	